

労働法の基礎講座

番外編 1



■ 現行制度の課題を議論

厚生労働省に設置された労働基準法等の見直しなどに向けて課題検討などを行う学識経験者等が参集された会議体として、**労働基準関係法制研究会**があります。



この研究会では、現在、働き方改革関連法が施行されて5年が経過し、その施行状況や労働時間の動向などを勘案して、**現行法規の課題**が検討されています。

この「労働法の基礎講座」の番外編では、**現在研究会で議論されている内容の一部を簡単に解説いたします**

現在研究会で議論されている状況の詳細を知りたい場合は[こちら](#)まで



【番外編（労働法見直し議論）】労働者の判断基準について

「労働者」として保護すべき者を、確実に労働基準法で保護されているか？



労働基準法第9条

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

「労働者」に該当すれば、労働法上の様々なルールが適用されるため、労働法上の責任や社会保障負担等を免れる目的から、本来「労働者」として雇用すべき者を請負事業者として扱い、法を潜脱しようとする事案も生じている

そのため

契約名称に関係なく、働き方の実態に照らして判断される
(判断基準はこちらを参照)

昭和60年に判断基準が示され、今日に至るまでこの基準をもとに労働者に該当するか否かが判断されてきているが、時代が進んだ現代においてこの判断基準が適切かが議論されている。

■ 家事使用人への法の適用の是非について

家事使用人についての課題

家事使用人は、一般的な事業における労働の態様とは相当異なることから、労働基準法が適用されない。

※家事使用人とは、個人宅に出向き、私家庭の私人と直接労働契約を結び、その指示のもと家事一般に従事する者のこと



しかし、現在、一般家庭の家事使用人として働く者が増え、実質的な働き方も、日々就業場所に赴き、決められた時間業務を行う一般的な労働者と変わらないなど家事使用人のみを特別視する事情に乏しい状況

家事使用人に労働基準法を適用する場合、**私家庭の私人に一般の事業者のような使用者責任を負わせ、私家庭内に国家的な監督・規制を及ぼすことの是非**など、どのように労働法を適用させるべきか等が議論されている。